

# 内藤延岡藩領の特質とその支配

木村礎「延岡藩領とその支配」の再検討

Characteristics and Rule of Nobeoka Clan's Territory

大賀 郁夫

延享四年に奥州磐城平から日向延岡へ転封となった内藤氏の新領地延岡領について、かつて木村礎氏は「延岡領は、ひどいの一語に尽きるような様相を持つ。磐城平より延岡領に入った内藤氏の地方役人たちは、その生産力の低さ面積の広さ、山の峻しき、所領相互間の遠さなどに唾然とし、おそらくは不安感すら持ったのではないか」とその劣悪さを強調した。はたして延岡領は「ひどいの一語に尽きる」のか。

木村氏が扱った史料を再検討し、磐城領と延岡領を比較した史料は、藩が家中に対して知行扶持の削減を強行する際の常套句であったことを指摘した。また、木村氏が郡単位で明らかにした地域的特質を、郡・村単位で検討し直し、より詳細な藩領の特質を明らかにした。さらに、領内への調達金賦課について藩は低生産地である高千穂郷を城附とは別個に扱い、城附や豊後領並に賦課しているが、これは年貢として把握できない部分を調達金という形で収奪しようとするものであり、山村にはその余剰があったことを明らかにした。米作中心史観への警鐘にもなったと考える。

キーワード 城附 飛地 生産力 耕地利用割合 調達金

## 目次

はじめに

一 内藤氏入封以前の藩領域

(一) 延岡藩領の変遷

(二) 延岡領の新地開発

二 木村礎氏による延岡藩領の評価

(一) 史料の検討

(二) 延岡藩領の地域的特質

三 藩領特質の再検討

(一) 藩領域の耕地利用割合

(二) 調達金賦課にみる領域の特質

おわりに

## はじめに

延享四年三月、奥州磐城平藩主内藤政樹は、幕府より日向延岡への転封を言い渡された。在藩二二五年にしての遠国延岡への転封<sup>1)</sup>は、家中に大きな動揺を与えたことは想像に難くない。今回の転封は、内藤氏と日向延岡藩主牧野氏、常陸笠間井上氏の間での三方領地替えであり、幕閣内での牧野氏と井上氏の昇進を前提とした行政的理由であったとされる<sup>2)</sup>。

転封命令があった約五ヶ月後、八月十二日には延岡城と郷村帳の請取りが行われ、同月十五日には豊後大分郡の千歳代官所、二十六日には宮崎郡の下北代官所の請取りが完了した<sup>3)</sup>。このように、磐城平と異なり、新領延岡領は城附臼杵郡と、飛地として宮崎郡・豊後三郡から成る分散した所領形態であった。

内藤氏が請取った延岡領とは、いったいどのような地域的特質を持つ所領であったのだろうか。延岡領の特質については、明治大学で内藤家文書研究を主導した一人である木村礎氏が詳細な分析を行い、「城附領の大半は山間部で生産力が低く、生産力的にはややましな所領は飛地になっているという延岡藩領の性格が、延岡藩政を一貫して規定した<sup>4)</sup>」、また「同じ七万石といっても、延岡領は平領に比してはるかに劣悪な収入しか内藤氏にもたらさない所領であった<sup>5)</sup>」と結論づけた。藩領のなかでも特に、木村氏は城附領を「延岡平野、小規模な海岸平野、それに高千穂地方を含む広大な九州山地で、その農業生産力はきわめて低かった<sup>6)</sup>」として最低の評価を与えている。

ところが藩は、きわめて低生産力である高千穂地方に対して、調達金賦課に際しては城附とは別立てにして、城附並の銀額を賦課しているのである。また、高千穂村々から藩へ頻繁に献納銀が行われ、郷士身分への上昇に奔走している例が数多く知られているが、このことをどのように理解すればよいのだろうか。現在定説となっている木村氏の評価について、史料から再度検討し直してみる必要がある。

そこで小稿では、内藤氏領となった延岡藩領域の特質について、かつて木村氏が分析した史料等を再度検討し直し、いくつかの疑問に取り組んでみたい。

### 一 内藤氏入封以前の藩領域

#### (一) 延岡藩領の変遷

内藤氏の転封先である日向国延岡領とは、いったいどのような領域だったのだろうか。その領域の変遷をみてみよう。

秀吉による九州侵攻後、日向国は伊東・島津・高橋・秋月各氏に宛行われることになり、当初伊東祐兵が拝領する予定だった臼杵郡五一五町余と宮崎郡清武・諸県郡本庄一四七九町余、それに鷹巣守給としての諸県郡八代三〇町の計二〇二四町余は、祐兵が飢肥を居城とすることを望んだため、豊前国香春岳から移封された高橋元種に与えられた<sup>7)</sup>。元種領となったのは、臼杵郡四九五町余と児湯郡の一部二五五町、宮崎郡九一一町余の計一六一八町に、諸県郡一六九町を加えた一七八七町<sup>8)</sup>・五万三〇〇〇石であった。延岡領の構成は、飛地宮崎郡が全所領の五一・〇%を占め、城附地臼杵郡は二七・七

%に過ぎないという変形したものであった。その後、延岡藩主は高橋・有馬・三浦・牧野・内藤各氏が入転封を繰り返す、その度に藩領域は各大名家の領地高に依りて変化していく。

慶長十八年高橋元種が改易された後、所領をそのまま引継ぐ形で肥前国日野江から有馬直純が入封する。<sup>(9)</sup>寛永十八年に、直純の跡目を相続した康純は弟元純に、有馬諸県郡本庄・森永・竹田・塚原各村と、宮崎郡四カ村（村名は不明）の計三〇〇〇石を分知したが、元純は正保元年に病により遁世したためこの分知領は幕府に上地され、貞享五年まで延岡藩預地となるが、同年以降幕領となっている。<sup>(10)</sup>

元禄五年、有馬清純が越後国糸魚川に転封すると、代わって譜代大名である三浦明敬が二万三〇〇〇石で入封し、以後延岡藩は譜代大名領となった。その際に、臼杵郡の富高・日知屋・財光寺・塩見・平岩・下三ヶ・坪谷・細島の一町七村と、飛地宮崎郡二二カ村・二万七・一四五石余、児湯郡九カ村七五四八石余が幕領に編入された。<sup>(11)</sup>なお富高には日田代官所の出張陣屋が置かれ、日向国幕領支配の中心となる。

正徳二年、三浦明敬は三河国刈谷へ転封となり、代わって牧野成央が表高八万石で入封する。<sup>(12)</sup>三浦氏との拝領高の差五万七〇〇〇石分は、三浦氏が延岡に入封する際に幕領となった宮崎郡・児湯郡村々が再度延岡領となり、さらに不足分は豊後国内の幕領、すなわち大分郡三五カ村・一万三八石余、国東郡三三カ村・七六二二石余、速見郡一六カ村・二九七一石余で補填された。<sup>(13)</sup>延岡藩領域としては最大の規模であった。しかし、寛保二年に牧野貞通が京都所司代に就任するに伴い、児湯郡九カ村と宮崎郡二二カ村のうち太田・源藤両

村および大塚村の一部を除く村々三万石分が、河内・丹波・近江・美濃各国の幕領に替えられ、再度幕領となった。<sup>(14)</sup>

延享四年八月、陸奥国磐城平から内藤政樹が表高七万石で延岡に入封した。<sup>(15)</sup>内藤氏は牧野氏より、城附臼杵郡・高千穂郷六〇カ村・三万五・一三二石余、宮崎郡三カ村四六九三石余と、豊後国大分・国東郡・速見郡村々が、また幕領から宮崎郡一八カ村（細江村は分村）一万九百九十九石余が引渡された。<sup>(16)</sup>以後、藩領域は維新まで変化しない。

## (二) 延岡領の新地開発

平領で実施された寛永期に至る新田開発は、村落上層の耕地集積Ⅱ経営の拡大と中農層の耕地集積Ⅲ経営の補完をもたらしてはいるが、零細農民の自立を積極的には推進していない。それは、中農層の耕地集積Ⅲ経営の補完・安定化を推進しているところに意義があり、<sup>(17)</sup>近世村落の確立は寛永以降→元禄・宝永期に求められる。<sup>(18)</sup>延岡藩領はどうだったのだろうか。

第1表は、寛永→維新时期までの藩領域附臼杵郡・高千穂郷の村高変遷を示したものである。領内村々の村高が確認できる寛永十一年から正徳二年に三浦氏が転出するまでの約八〇年間に、山間部の高千穂郷では六一〇〇石余から七〇六三石余（一・一五倍）、臼杵郡では一万五五・一三石余から二万七五九九石余（一・九一倍）、高千穂郷を含めた臼杵郡全体でも一・六〇倍と大幅に増加していることがわかる。組別では岡富組の三三一四石余から六八〇七石余（二・〇六倍）、山陰組九九五石余から一九〇五石余（一・九一倍）、神門組六八七石余から一二九四石余（一・八八倍）、両名組二六六四石

内藤延岡藩領の特質とその支配 - 木村礎「延岡藩領とその支配」の再検討 - (大賀郁夫)

第 1 表 延岡藩領城附臼杵郡・高千穂郷村高変遷

郡	組	村名	寛永 11 年	正徳 2 年	牧野氏打出高	延享 4 年	内藤氏打出高	明治 2 年	
臼杵郡	高千穂郷	石	540.756	665.22416	0.56000	665.78416	3.01867	668.80283	
		折戸村	424.824	571.75932	4.81667	576.57599		576.57599	
		七岩山下	125.493	196.91000	-	196.91000	1.05333	197.96333	
		野井村	349.243	365.40967	-	365.40967	0.40000	365.80967	
		上田村	834.155	912.83066	0.34267	913.17333		913.17333	
		三田原村	690.177	735.07867	-	735.07867	0.57066	735.64933	
		河内村	579.615	620.26433	0.59200	620.85633	0.20000	621.05633	
		五ヶ所村	351.155	403.81933	0.68000	404.49933	1.30000	405.79933	
		鞍ヶ岡村	134.155	184.77733	-	184.77733		184.77733	
		押方村	719.770	763.06200	-	763.06200	0.50000	763.56200	
		向井川村	410.248	468.16533	2.87333	471.03866	2.78000	473.81866	
		岩井城村	216.004	290.91976	1.57600	292.49576	3.98000	296.47576	
		分家	229.730	243.95200	-	243.95200	0.64400	244.59600	
		七ツ山	165.552	205.21549	0.52000	205.73549	9.29933	215.03482	
			47.945	65.74266	3.36533	69.10799	24.73333	93.84132	
			142.336	188.18141	-	188.18141		188.18141	
			139.537	182.63999	-	182.63999		183.94166	
臼杵郡(高千穂郷)合計			6,100.695	7,063.95211	15.32600	7,079.27811	49.78099	7,129.05910	
臼杵郡	両名組	北方村	1,247.471	1,519.62370	10.84324	1,530.46694	17.71576	1,548.18270	
		南方村	1,417.113	3,352.88670	13.69919	3,366.58589	35.48906	3,402.07495	
	小計		2,664.584	4,872.51040	24.54243	4,897.05283	53.20482	4,950.25765	
	岡富組	岡富村	1,126.186	2,334.49451	47.28472	2,381.77923	136.23483	2,518.01406	
		祝稲子	423.279	845.04056	11.70264	856.74320	29.70907	886.45227	
		粟野名	403.303	635.34988	2.84797	638.19785	4.21333	642.41118	
		大川武町	310.409	1,009.98337	23.96304	1,033.94641	86.25566	1,120.20207	
		長川井	25.610	78.42698	0.35667	78.78365	13.09384	91.87749	
		長川内	531.741	906.70813	40.53099	947.23912	215.13452	1,162.37364	
		長川内	247.894	499.43466	9.42856	508.86322	28.23590	537.09912	
		246.150	497.99415	9.51979	507.51394	21.21351	528.72745		
	小計		3,314.572	6,807.43224	145.63438	6,953.06662	534.09066	7,487.15728	
	六箇組	三宮村	246.150	496.28741	4.22084	500.50825	17.41333	517.92158	
		宮野浦	80.000	84.07766	-	84.07766	4.20366	88.28132	
		市振村	57.000	105.88099	0.32100	106.20199	0.91547	107.11746	
		古野江	170.000	217.45973	0.83666	218.29639	4.69733	222.99372	
		熊野江	144.528	183.61733	7.10334	190.72067	32.49801	223.21868	
		須怒江	35.000	92.46562	1.00000	93.46562	0.08400	93.54962	
		92.000	99.33535	1.35702	100.69237	4.54017	105.23254		
	小計		824.678	1,279.12409	14.83886	1,293.96295	64.35197	1,358.31492	
	臼杵郡	恒富組	出北村	361.303	778.55064	36.20762	814.75826	38.78417	853.54243
			恒富村	1,557.509	2,954.75582	46.41078	3,001.16660	85.22781	3,086.39441
			大貫村	573.081	652.41329	2.40900	654.82229	16.04417	670.86646
			三須村	236.893	247.95200	4.01726	251.96926	7.58417	259.55343
伊輪村			300.970	346.70189	4.42805	351.12994	13.48037	364.61031	
福形村			750.500	1,037.18394	10.04650	1,047.23044	45.20765	1,092.43809	
呂橋津			120.390	256.77861	38.95293	295.73154	13.34166	309.07320	
名水村			14.400	42.21275	0.69400	42.90675	0.65233	43.55908	
赤水村			12.440	25.73914	0.47283	26.21197	0.32198	26.53395	
庵草村			140.340	251.72892	11.61756	263.34648	31.22724	294.57372	
加草村		408.142	583.44345	11.91250	595.35595	38.06958	633.42553		
小計		4,480.008	7,177.46045	167.16903	7,344.62948	289.94113	7,634.57061		
門川組		尾末門	945.466	1,013.11084	14.56401	1,027.67485	32.93701	1,060.61186	
	川内村	348.255	403.86167	10.14629	414.00796	26.97751	440.98547		
	黒木下	91.971	102.80885	1.61534	104.42419	8.16901	112.59320		
	87.239	133.67885	1.11799	134.79684	20.21075	155.00759			
	384.743	674.04307	14.97400	689.01707	40.72249	729.73956			
小計		1,908.913	2,327.50328	42.41763	2,369.92091	129.01677	2,498.93768		
田代組	田代村	1,119.500	1,544.00458	2.16400	1,546.16858	30.84333	1,577.01191		
	立石村	19.650	25.36367	-	25.36367	0.44767	25.81134		
	小原村	43.400	67.04997	-	67.04997	0.73167	67.78164		
	清谷村	135.830	208.96018	0.69333	209.65351	2.50440	212.15791		
	6.980	90.54345	-	90.54345		90.54345			
小計		1,325.360	1,935.92185	2.85733	1,938.77918	34.52707	1,973.30625		
神門組	神門村	483.990	831.31838	32.41598	863.73436	17.04370	880.77806		
	鬼神野	108.200	326.90627	2.61650	329.52277	3.40484	332.92761		
	上渡川	85.000	110.47835	13.43690	123.91525	6.02600	129.94125		
	中渡川	10.000	25.60994	2.09333	27.70327	0.84400	28.54727		
小計		687.190	1,294.31294	50.56271	1,344.87565	27.31854	1,372.19419		
山陰組	山陰村	995.500	1,905.70338	4.26100	1,909.96438	19.02382	1,928.98820		
臼杵郡(城附)合計			15,513.615	27,599.96863	452.28337	28,052.25200	1,151.47478	29,203.72678	
臼杵郡合計			21,614.310	34,663.92074	467.60937	35,131.53011	1,201.25577	36,332.78588	

(註) 寛永 11 年「御朱印状」(『国乗遺聞』巻之四「宮崎県史 史料編近世 1」所収)、延享四年八月「日向国臼杵郡 宮崎郡豊後国大分郡国東郡速見郡之内郷村高帳」(内藤家文書「宮崎県史 史料編近世 2」所収)、明治二年「竈 数石高入別調帳」(内藤家文書「同」所収)より作成。合計は計算上の数字。

余から四八七二石余（一・八三倍）が高い数値を示している。また増高が特に著しい村は、七石弱から九〇石余（一二・九七倍）の田代組山三ヶ村以下、三二〇石余から一〇〇九石余（三・二五倍）の岡富組粟野名村、二五石余から七八石余（三・〇六倍）の同組大武町、一〇八石余から三二六石余（三・〇二倍）の神門組鬼神野村などである。これらの村々の地勢・地味をみると、「嶺ヲ逾エ谷ヲ隔テ處處ノ山腹或ハ山腰ニ散渙シテ部落ヲナス」といった山間部か、「大約平坦運輸便ナリト雖モ薪芻多カラス」「水涯ノ田ハ時時水害アリ」といった川沿いに位置していることがわかる。

ところが、三浦氏に代わり牧野氏が入封した正徳二年以降をみると、牧野氏時代約三五年間の新地打出し高は、高千穂郷でわずか一五石余、臼杵郡では四五二石余にすぎない。また、牧野氏の後をうけた内藤氏は維新までの約一二〇年間に高千穂郷で四九石余、臼杵郡で一五一石余に留まっている。高千穂郷を含む臼杵郡全体で、牧野氏以降維新期までの間に、藩領での新地打出しはわずか〇・三四%ほどしかないのである。このことは、延岡藩領での新地開発が、一八世紀初頭頃までにほぼ完了していたことを示していると言える。内藤氏が延岡へ入封した時期は、領内の新地開発がほぼ限界に達した後のことであり、旧領と比べ江戸からかなりの遠地に位置する新領地で藩政を展開していくことになるのである。

## 二 木村礎氏による延岡藩領の評価

磐城平から日向国延岡へ転封となった内藤氏の所領については、幕末期に大島景保によって編纂された「延岡改革」<sup>(2)</sup>中にある、宝暦

九年「御先領御上ヶ地并当御領御引渡高之覚（以下、「御引渡高之覚」と略記する）」によって説明される場合が多い。旧領磐城平と新領延岡を比較したこの史料は、木村礎氏や渡辺隆喜氏などの研究論文や、『宮崎県史』をはじめとする各市町村史でも取り上げられ、延岡藩領の特質を語る定番になっている。ここではまず、この史料を用いて延岡藩領の特質を指摘している木村氏の論文<sup>(3)</sup>について検討していこう。

### (一) 史料の検討

第2表は、この史料をもとにまとめたものである。木村氏はこの史料から、以下の点を指摘する。

- ・ 拝領高は平も延岡も同じ七万石であるが、実高は平が一〇万石余、延岡は八万石余であり、二万石余の大きな差があること。
  - ・ 年貢収納は米・大豆・貨幣であり、そのうち米納の減少がきわめて激しく、全体として金一万三六七六両の年貢収納減となっていること。
  - ・ 藩財政の収支を全体的にみると、年間一万四〇三二両の赤字となり、これが入部直後の平均的実態であること。
  - ・ 平より延岡への転封それ自体が内藤延岡藩の財政事情に致命的な悪影響を与えたこと。
  - ・ この転封は経済的には論議のない左遷であり、転封よりわずか一二カ年にして借財は三万三七八八両に及んだこと。
- 木村氏は、こうした延岡藩領の特質は、藩領域のあり方によるものであるとする。すなわち旧領平は、夏井川の沖積平野を中心に、

第 2 表 磐城平領と延岡領との比較

	磐 城 平	延 岡	差 引	備 考
高領 新田改出	石 70,000.00000 石 30,690.96000	石 70,000.00000 石 10,499.82411	石 0 石 ▲ 20,191.13589	
計	100,690.96000 石	80,499.82411 石	▲ 20,191.13589 石	
米納高	93,920. 俵	61,961. 俵	▲ 31,959. 俵	4斗入 金にメ、米1石=銀60目 4斗入 金にメ、大豆1石=銀55匁
大豆納高	5,217. 俵	9,050. 俵	▲ 12,783 両 2 余 3,833. 俵	
金方納高	9,011 両 0	6,713 両 1	▲ 1,405 両 1 ▲ 2,297 両 3	
金差引			▲ 13,676 両 0	当御領知御収納御減少分

(註) 宝暦九年「御先領・当御領御収納増減之覚」(内藤家文書「延岡改革」所収『宮崎県史 史料編 近世2』収録)より作成。▲は減少。

太平洋の海岸平野、それに南北の山地を組合わせたもので、相互に緊密に結合しており、その広さも延岡領に比すれば遙かに小さく、城下町平を中心とする一円所領であった。生産力的にも特に低いとは言えず、支配の緊密化・平均化も期しえたのである。

これに対して延岡藩領は、日向国城附臼杵郡、同宮崎郡、豊後国大分郡・国東郡・速見郡に分散している。城附臼杵郡は山間部高千穂郷を含む拝領高二万五〇〇〇石弱しかなく、城附領平野部は生産力的には貧弱な部分が圧倒的である。また高千穂郷は全体が峻しい山地内にあり、要するに全くの山村地帯であった。城附・高千穂郷に比べれば宮崎郡ははるかに生産力が高く、拝領高は城附と同じく二万五〇〇〇石弱であるが、延岡城下より二〇数里も離れている。一方二万石余の豊後領三郡は、豊後国内の幕領からもっとも新しく成立した領地であり、すでに各藩所領が形成されていたところへいわば「割り込んだ」ような形をとっているため、領域が三郡にまたがっているだけでなく、他藩領と境を接する村や、一村が二〜三藩に分けられている相給村も多かったのである。<sup>77)</sup>

ところで、宝暦九年「御引渡高之覚」はどのような背景のもとで作成されたのであろうか。その史料性格を確認しておきたい。

まずこの史料が作成された背景をみてみよう。延享四年の新領地延岡入封以降、財政難に苦しむ藩は「外ニ被成方無御座候」というように特に取り得る術もなく、寛延元年十月から一〇〇石以上を半知、それ未滿は通減して知行・扶持の引方を実施している。<sup>78)</sup> さらに同三年二月には在所の役人・医師は六割引、その外は七割引、江戸は四割引を以後三年間実施するなど、家中からの知行・扶持の大幅削減を強行してきた。しかし「御引方之儀も猶又当年御増被成候得共、中々御不足江行届不申、一ヶ年壹万式三千両宛、年々御不足故、次第御借金相募、此以後之御取続一向相見不申候」と万策尽き果て、宝暦九年、支藩である三河国挙母藩の勝手方用人橋本三右衛門に依頼して財政改革を実施するのである。

同年八月から始まった財政改革では、「上々様ニも猶又嚴敷御候

約被成、御着服等ハ不及申、御納戸向別而御取約、御朝夕御料理等も此上ニも御省略、御粥ニ而も被召上候程之思召ニ候<sup>(31)</sup>と、藩主の改革に率先して臨む姿勢を明確に打ち出し、その厳しさを家中に要求するものであった。もともとこの史料は、「前々も御不足高等為

御聞被成候得共、猶又此度御領旧御上地高・当御領御引渡高并納方之引合四ヶ年平均元払高、別紙之通為御見被成候間、何も得と拝見仕、御不足之儀可致勤弁候<sup>(32)</sup>と、不満を募らせる家中へ敢て見せて納得させることを目的に作成されたものである。実高二万石余（金一万二七八三兩余）の減、年貢を米大豆差引して金一万三六七六兩余の減、物成元払差引きは一万四〇三二兩余の不足という具体的な数字を提示した後、次のような「御引方定メ」を断行した。

- 一本庄様御物成五千石之内千五百石御引
- 一御納戸金五百兩之内式百石（両カ）、右同断
- 一奥様御雑用五百兩之内百五拾兩、右同断
- 一元姫様御合力金六百兩之内百七拾兩、右同断
- 一本庄御部屋様被進金五拾兩之内拾五兩、右同断
- 一百石有勤六割、無勤七割、五百石迄五拾石ヲ加フ毎ニ壹歩ツ、五百石以上五百石毎ニ一步相増、千石六割八歩、百石未満ハ段引相掛ル

すなわち藩主親族も痛みを共有する形で、一〇〇石有勤が六割、無勤が七割とし、来年から明和元年まで五ヶ年間実施されている。もともと、家中の困窮が甚しいため、三年後の同十二年には「去ル卯年之通被成下候」と引方を一割緩め、その代わりに延岡・江戸での出入り金二七三四兩余のうち六〇〇兩を家中へ割掛けている<sup>(34)</sup>。

さて、実際に旧領磐城平と延岡藩領を比較した史料は、入封直後から繰り替えし散見される。具体例を示そう。

寛延元年十月廿六日

#### 御条目

元文五申五月、御勝手向被成方御改被仰出候、御借金年賦ニ相成、其外御暮方御取約、漸御繰合も相付候処、遠国之御所替、御家中引料其外岩城・延岡之御入方夥敷義ニ候得共、差掛り候故万端を被差置、御才覚金を以御入方へ御差向ニ付、此已後御暮方必至と御差支之事ニ候、①岩城御領地之節者新田歎多ク、延岡之義者新田・小物成共ニ岩城御領地ニ引合候而者余程相減、②江戸運送も成兼候故、御扶持方米・大豆・紙類・炭・鯉節等ニ到迄、江戸御買上ニ而御用相弁、余程之御不益も相成候、此已後者③大坂・豊後・宮崎引離、御役人大勢相掛り、是又④毎年遠路御往来御入用并御乗船御入方共甚御物入多、彼是⑤只今迄之御暮方ニ引合候而者御所務高ハ相減、年中御入用ハ相増候ニ付、此以後御勝手向被成方上ニも甚御苦勞ニ被思召候（後略）（傍線・番号筆者）

この条目は、内藤氏が延岡へ入封した翌年の寛延元年十月に出されたものである<sup>(35)</sup>。ここでは「差支」の原因について、①磐城領に比して延岡領の新田・小物成が余程減少していること、②遠国のため産物や物資の江戸輸送が困難であるため、扶持米・大豆ほか紙類や炭・鯉節等に至るまで江戸で調達せねばならないこと、③城下より大坂・豊後三郡・宮崎郡が離れていること、④遠路のため参勤や役人の往来および乗船費用が掛かること、⑤所務高が減少しているのに対して入用が増大していること、等をあげている。客観的にみても、こ

ここで指摘されている①⑤はまさに正鵠を得ているといえるだろう。藩は、この条目とほぼ同様な内容の「被仰出扣」を以後も繰り返し出し続けるのであるが、いずれの場合も警城領に比して延岡領がいかに減収甚しく、遠路であるかを力説している。

ここで注意したいのは、これらのほぼ同じ内容の「被仰出扣」が出される時期が決まっていることである。前掲史料の後半部分は、「如何様にも被成方無之候」<sup>(36)</sup>「最早御手段茂尽」<sup>(37)</sup>などといった文言に続けて、「半知御引方被仰付置候得共、中々以行届兼候、依之御在所者御役人并医師六割引、其外者七割引、江戸者四割引ニ当年々申之年迄三ヶ年御引方被仰付候」<sup>(38)</sup>とあるように、ほとんどが家中から知行・扶持の削減を命じる時なのである。このほか家中に対して儉約令を出す時、「御益筋之義存付」の上申を命じる時なども使用される常套句であることがわかる。そのため、内容的に大きく間違っているというわけではないにしても、誇張された表現などはある程度差引いて考える必要もあるだろう。

### (二) 延岡藩領の地域的特質

分散した延岡藩領の地域的性格を、木村氏は明治二年「竈数石高別調帳」を用いて検討している<sup>(39)</sup> (第3表参照)。

村高平均、一村当り竈数平均、同人数平均、一竈・一人当り石高平均、一竈当り人数平均等を算出することにより、延岡藩領域の地域的特質を明らかにしようとしたのである。まず①村高平均から、宮崎郡の大きさが目立つこと、宮崎郡の一村当り面積は、城附・高千穂郷に比して小さいこと、これは宮崎郡の生産力の高さを表現し

第3表 国・郡別各所領の地域的性格

	①村高平均	②1村当り 竈数平均	③1村当り 人数平均	④1竈当り 石高平均	⑤1人当り 石高平均	⑥1竈当り 人数平均	⑦男を100と した女性比
	石	軒	人	石	石	人	
日向 白杵郡	606	231.5	1,285.0	2.62	0.47	5.5	93.1
(内 高千穂郷)	419	205.8	1,320.1	2.04	0.32	6.4	89.4
(内町・港・漁村)	254	160.0	849.7	1.59	0.30	5.3	98.2
日向 宮崎郡	1,176	161.7	639.4	7.27	1.84	4.0	92.9
豊後 大分郡	288	55.7	326.8	5.18	0.88	5.9	92.3
豊後 国東郡	233	65.8	365.3	3.55	0.64	5.5	84.8
豊後 速見郡	187	34.9	135.8	5.37	1.38	3.9	92.9
(豊後 平均)	247	55.7	305.5	4.44	0.81	5.5	88.7

(註) 木村礎「延岡藩領とその支配」(明治大学内藤家文書研究会編「譜代藩の研究」八木書店1972年) p406より加工し転載。

ていると言えることを指摘する。しかし村高平均から村の面積を算定することは困難であり、それが直ちに「生産力の高さ」を示すものとは考えにくい。次に氏は、②一村当り竈数平均・③同人数平均から、豊後三郡は比較的小村であり、白杵郡は大村であること、宮崎郡は村高は多いが竈数や人数の点では中村であること、白杵郡は町・港・漁村部を除いては面積は広く、竈数や人数も多いが、村高は決して大きくはないことを指摘し、その結果、全体として白杵郡の山村的性格を端的に示しているとする。「面積が広く竈数・人数が多いが村高は大きくない」のが「山村の性格」というが、



概念規定が曖昧で想定が困難であり、宮崎郡が「中村」という概念も不明である。

また、④一竈当り・⑤一人当り石高平均では宮崎郡が最も高く、豊後三郡がそれに次ぎ、臼杵郡が最低であり、ことに高千穂郷は低いことを指摘する。これは「近世社会の基本たる石高制的生産力の表現、と見て差支えない<sup>40)</sup>」とし、「町・港・漁部における低さは、むしろその特殊な機能からする人口の稠密と考えてよい」とするが、高千穂郷なども「非米作」の山村であることを考えるとその低さは当然である。⑥一竈当り人数平均は宮崎・速見両郡において特に少なく、「完全な小家族制を思わせる」という。これに対して高千穂郷のそれは六・四人と全領域内において最も高く、「竈が複合的性格を未だ残しているようにも見える」としている。氏は「竈が何を意味するかは、厳密な吟味が必要である」と断わってはいるものの、高千穂郷の数が臼杵郡の五・五人、豊後大分郡の五・九人と比べて大して差があるようには見えず、それを大家族制・小家族制と評価できるかは疑問である。さらに⑦男女比について、女性が男性に比して例外なく少ないのは社会的なものであり、「近世社会における労働人口としては、女性は男性に比して劣等と目されており、そのことが女兒の間引率を高めた」として、「大まかな言い方をすれば、男女比の差が少ないほど、生産力的には高いということができるのかも知れない」と規定する。延岡藩領をみると、臼杵郡のうち町・港・漁村部において男女比はほぼ同数であり、このことは調査が特に女性を洩らしたということがなかったことを示しており、この地域の女性比の特別の高さは流通・生産上の多様性の結果としている<sup>41)</sup>。

逆に、女性比の低い豊後国東郡や高千穂郷は、「生産力的には低い地域が多かったことを思わせる」と結論づけている。しかし、低いとされた豊後国東郡の女性比八四・八、高千穂郷の八九・四という数字は、臼杵郡九三・一や豊後大分郡九二・三とそれほど大きな差があるとは思えないし、そもそも女性比の低さをアプリアリに生産力の評価としてよいか甚だ疑問である。

また、各地域ごとの年貢を概観し、地域ごとの特質に迫っている。高一石当り・一戸当り本途米について、一石当り本途米は城附臼杵郡・宮崎郡・豊後三郡はほぼ同量であること、但し一戸当りとなると宮崎郡がぬきん出ており、このことから宮崎郡の農家が経営単位として強力であり、当然年貢負担能力も高いこと、高千穂郷は著しく低く石当りでは他地域の三分の一以下、一戸当りではさらに下回ること、金納は城附臼杵郡と高千穂郷の高額はきわ立っていること、これらの金納部分は山地特産物の小物成であること等を指摘する。そこから延岡藩の四つの地域は、本途米を圧倒的中心とする宮崎郡と豊後三郡、その逆に山地特産物の小物成を中心とする高千穂郷の二つのタイプに分かれ、両者の中間として城附臼杵郡が存在している<sup>42)</sup>と結論付けている。

以上のような史料の検討を通して、木村氏は次のような結論を導き出している。延岡領を警城平と比して「延岡領は、ひどいの一語に尽きるような様相を持つ。警城平より延岡領に入った内藤氏の地方役人たちは、その生産力の低さ、面積の広さ、山の嶮しさ、所領相互間の遠さなどに啞然とし、おそらくは不安感すら持ったのではないか<sup>43)</sup>」とし、また「延岡藩領のうちで最もまともなのは宮崎領で

あることがわかる。この場合のまともとは、農業生産力の高さとか経営単位の安定度、といったほどの意味である。悪いのは高千穂であり豊後領国東郡である。」<sup>44)</sup>としている。

はたして延岡領は「ひどいの一語に尽きる」のか。以下、このことについて具体的な史料に当たりながら検討を加えてみたい。

### 三 藩領特質の再検討

#### (一) 藩領域の耕地利用割合

今までみてきたように、木村氏は明治二年「竈数石高人別調帳」の村高・竈数・人数をもとに、藩領域の地域的特質を明らかにしようと試み、そこから城附臼杵郡の大半は山間部で生産力が低く、生産力的にはややましな所領は飛地(宮崎郡や豊後三郡)になっているという藩領の性格を指摘した。しかし、石高が実際の生産力そのものを表すわけではなく、また郡や郷別に村高平均や一村当りの竈数・人数の平均等から、当地の「生産力」自体を理解することは困難である。少なくとも一村別・組別の耕地利用割合を示さなければ、その村の生産条件を窺うことはできないと考える。

そこで、時代はやや下がるが、明治十年代後半に平部嶮南によって作成された『日向地誌』をもとに、そこで調査された一村毎の耕地利用面積とその割合を示し、そこから村々の生産条件についてみてみたい。明治期のデータをそのまま江戸期に当てはめられないが、維新後も大規模な開発はなされていないので、ある程度の把握は可能である。

#### (a) 城附臼杵郡

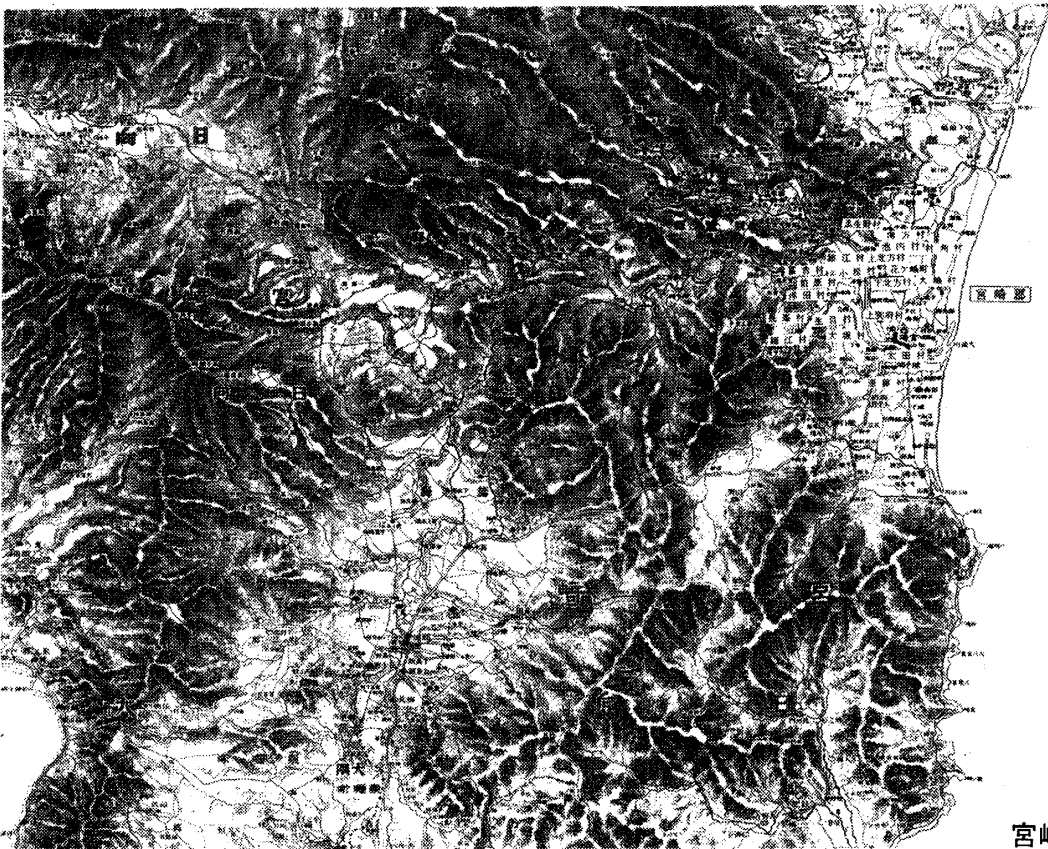
第4表は、旧延岡藩領の城附村々を、両名組以下八つの組別に分け、田・畠・宅地・山林・原野等別に面積とその割合を示したものである。

まず田畠の面積・割合をみると、延岡城下の北部で五ヶ瀬川と祝子川および北川の河口周辺に位置する岡富組と、大瀬川南部の恒富組の村々が高い割合を示している。特に田方では、岡富組の栗野名村一四九町九畝歩余(六九・五二%)、稲葉崎村六一町六反七畝歩余(三三・八九%)、岡富村三三五町二反三畝(二九・一三%)、恒富組では出北村一四八町七反九畝歩余(七三・六二%)を最高に、恒富村二八二町四反七畝歩余(四七・八五%)、大貫村五七町五反七畝歩余(四六・四一%)、加草村一一八町四反七畝歩余(四二・三二%)が高い。これに対して五ヶ瀬川中流の両名組二村や、日向灘に面して背後から山に迫られた地形の六箇組七村は田畠とも乏しく、美々川中流の田代組や小丸川上流の神門組なども田畠が少ないとと言える。

田畠耕地の少なさに対して目を奪われるのは、山林・原野面積の広さである。山林を組別にみると、両名組三五四町四反九畝歩余(六一・六二%)・岡富組六二七九町九反一畝歩余(六五・五二%)・六箇組四二二四町九反七畝歩余(六一・九二%)といずれも六割を越えている。また田代組一七九九町二反七畝歩余(五四・八三%)・神門組九二五町七反三畝(五六・四八%)と五割以上を占め、少ない方でも恒富組が一五九八町六反四畝歩余(四一・〇四%)、最も少ない山陰組でも六一一町三反二畝歩余(三二・〇六%)である。また原野は山陰組六〇四町四反四畝歩余(三一・六九%)、六



城附臼杵郡と高千穂郷



宮崎郡村々

第4表 日許郡村々耕地利用割合 (大賀郁夫)

組	村	田	畠	宅地	山林	原野	その他	総計	
面名組		畝 %	畝 %	畝 %	畝 %	畝 %	畝 %	畝 %	
函富組	北方村	22578.17 (5.94)	24818.23 (6.53)	3553.08 (0.94)	257796.20 (67.88)	69769.09 (18.37)	1274.10 (0.34)	379790.27 (100.00)	
	小計	31070.02 (15.77)	13779.07 (6.99)	3705.24 (1.88)	97652.27 (49.55)	45338.21 (23.01)	5515.09 (2.80)	197062.00 (100.00)	
六箇組	関富村	23523.13 (29.10)	7038.15 (8.73)	6637.20 (8.21)	38606.28 (47.77)	1000.12 (1.24)	3998.07 (4.95)	80825.05 (100.00)	
	祝稲葉村	12608.16 (11.07)	6328.11 (5.56)	1128.11 (0.99)	80060.25 (70.30)	10929.02 (9.60)	2826.13 (2.48)	113881.18 (100.00)	
	粟大川内各村	6167.23 (33.89)	2243.15 (12.33)	377.02 (2.07)	8218.10 (45.16)	199.04 (1.09)	495.02 (5.46)	17701.26 (100.00)	
	武野名村	14909.07 (69.52)	4838.05 (22.65)	1333.00 (6.22)	150.01 (0.70)	144.24 (0.68)	48.26 (0.23)	21446.03 (100.00)	
	大川内各村	415.27 (20.54)	692.16 (34.20)	627.22 (31.00)	75287.08 (68.43)	1453.13 (1.32)	288.22 (14.26)	2024.27 (100.00)	
	川内各村	14218.25 (12.92)	13676.20 (12.43)	1759.10 (1.60)	65720.28 (55.83)	18861.07 (16.02)	3631.23 (3.30)	110027.09 (100.00)	
	川内各村	11915.06 (10.12)	12335.09 (10.48)	1482.11 (1.26)	359947.00 (72.75)	100423.07 (20.30)	7400.06 (6.29)	117715.07 (100.00)	
	小計	91753.15 (9.57)	62919.16 (6.57)	15135.13 (1.58)	627991.10 (65.52)	133011.09 (13.88)	8926.09 (1.80)	958426.21 (100.00)	
	恒富組	三川内村	12527.00 (3.77)	3919.29 (1.18)	1078.23 (0.32)	264974.13 (79.83)	48655.10 (14.66)	784.06 (0.24)	331939.21 (100.00)
		野野村	620.24 (8.02)	3285.06 (42.42)	225.27 (2.92)	1041.21 (13.45)	2571.05 (33.19)	39.07 (0.16)	*7724.25 (100.00)
		吉野村	810.26 (3.26)	6296.09 (25.32)	497.18 (2.00)	4084.08 (16.43)	13137.17 (52.83)	114.16 (0.13)	24865.23 (100.00)
		江村	1850.21 (2.10)	9698.05 (10.99)	1485.19 (1.68)	21999.14 (24.93)	53102.17 (60.17)	356.00 (0.25)	88251.02 (100.00)
		須野上村	4799.04 (3.35)	4119.03 (2.88)	606.07 (0.42)	66913.19 (46.69)	66515.15 (46.41)	503.11 (0.25)	143309.18 (100.00)
須野下村		1428.01 (3.05)	798.03 (1.71)	158.00 (0.34)	39895.08 (85.35)	3961.15 (8.47)	503.11 (1.08)	46744.08 (100.00)	
浦尻村		871.20 (2.31)	1649.10 (4.36)	262.13 (0.69)	22588.25 (59.74)	11728.16 (31.02)	711.02 (1.88)	*37811.26 (100.00)	
小計		22908.06 (3.37)	29766.05 (4.37)	4314.17 (0.63)	421497.18 (61.92)	199672.05 (29.34)	2508.12 (0.37)	680667.03 (100.00)	
門川組		尾末川内各村	14879.17 (73.62)	2926.18 (14.48)	1072.05 (5.31)	346.05 (1.71)	58.05 (0.29)	928.04 (4.59)	20210.24 (100.00)
		北富貫須村	28247.07 (47.85)	10508.13 (17.80)	3794.24 (6.43)	6352.04 (10.76)	5691.17 (9.64)	4440.21 (7.52)	59034.26 (100.00)
		出恒大村	5757.19 (46.41)	4417.08 (35.61)	829.16 (6.69)	550.22 (4.44)	178.14 (3.04)	850.06 (6.85)	12405.11 (100.00)
		三伊村	1423.07 (24.23)	1124.13 (19.14)	304.15 (5.18)	531.08 (9.04)	12858.27 (19.57)	2312.13 (39.37)	5874.10 (100.00)
		須野村	3715.12 (5.66)	7019.03 (10.68)	863.27 (1.31)	40382.14 (61.47)	73.14 (0.06)	858.09 (1.31)	65698.02 (100.00)
	福村	13271.20 (11.71)	6886.28 (6.08)	1945.14 (1.72)	90523.13 (79.87)	12858.27 (19.57)	639.08 (0.56)	113340.07 (100.00)	
	伊村	4568.13 (11.58)	3209.06 (8.14)	711.14 (1.80)	10907.04 (27.65)	18084.12 (45.84)	1966.18 (4.99)	39447.07 (100.00)	
	士々呂・柳名水川草	719.18 (12.29)	969.19 (16.55)	143.19 (2.45)	1017.19 (17.37)	2889.03 (49.33)	117.15 (2.01)	5857.03 (100.00)	
	加	451.12 (3.54)	821.15 (6.44)	92.09 (0.72)	1172.10 (13.74)	9503.13 (74.51)	133.07 (1.05)	12754.06 (100.00)	
	小計	7388.00 (27.44)	4207.27 (15.63)	587.00 (2.19)	4408.15 (16.37)	8300.06 (30.83)	2032.15 (7.55)	26924.03 (100.00)	
	小計	11847.15 (42.32)	5580.03 (19.93)	782.03 (2.78)	3093.00 (11.05)	3945.27 (14.09)	2749.03 (9.82)	27997.21 (100.00)	
	小計	92269.20 (23.69)	47671.03 (12.24)	11126.26 (2.85)	159864.24 (41.04)	61583.18 (15.81)	17027.29 (4.37)	389544.00 (100.00)	
	小計	19552.20 (45.21)	12838.29 (29.69)	2299.18 (5.32)	4922.09 (11.38)	1827.03 (4.22)	1808.06 (4.18)	43248.25 (100.00)	
小計	12652.01 (9.81)	6577.27 (5.10)	1615.00 (1.25)	59972.15 (46.49)	47217.12 (36.60)	965.24 (0.75)	12900.19 (100.00)		
小計	4779.01 (13.29)	2477.21 (7.14)	372.24 (1.04)	27471.24 (76.39)	1116.14 (3.11)	47.14 (0.13)	35960.24 (100.00)		
小計	5388.21 (15.52)	2477.21 (7.14)	481.04 (1.39)	20622.00 (59.40)	5525.08 (15.92)	220.10 (0.63)	34715.04 (100.00)		
小計	17072.24 (16.66)	10970.12 (10.70)	1672.02 (1.63)	59610.17 (58.17)	12612.24 (12.31)	539.19 (0.53)	102478.08 (100.00)		
小計	59445.07 (17.21)	35038.06 (10.14)	6440.18 (1.87)	172599.05 (49.97)	68299.01 (19.77)	3581.13 (1.04)	345403.20 (100.00)		

内藤延岡藩領の特質とその支配 — 木村健「延岡藩領とその支配」の再検討 — (大賀郁夫)

田代組	田代村	19165.21 (20.16)	14755.08 (15.52)	1550.24 (1.63)	35434.14 (37.26)	23817.21 (25.05)	365.15 (0.38)	95089.13 (100.00)
	小計	30491.25 (9.29)	25931.12 (7.90)	3724.05 (1.14)	179927.29 (54.83)	87360.00 (26.62)	710.12 (0.22)	328145.23 (100.00)
神門組	神門村	12606.18 (36.43)	5496.00 (15.88)	819.15 (2.37)	10417.00 (30.10)	4610.00 (13.32)	656.21 (1.90)	34605.24 (100.00)
	鬼神野村	7569.00 (17.36)	3216.09 (7.38)	700.21 (1.61)	21309.09 (48.88)	10786.15 (24.75)	10.09 (0.02)	43592.03 (100.00)
	上渡川村	6138.25 (9.84)	3291.01 (5.28)	808.24 (1.30)	44114.00 (70.71)	7762.15 (12.44)	271.21 (0.43)	62386.26 (100.00)
	中渡川村	1281.06 (5.49)	1340.03 (5.75)	191.09 (0.82)	16733.00 (71.78)	3619.12 (15.53)	146.12 (0.63)	23311.12 (100.00)
小計	27595.19 (16.84)	13343.13 (8.14)	2520.09 (1.54)	92573.09 (56.48)	26778.12 (16.34)	1085.03 (0.66)	163896.05 (100.00)	
山陰組	山陰村	34478.15 (18.08)	22060.21 (11.57)	3374.00 (1.77)	61132.09 (32.06)	60444.03 (31.69)	9219.27 (4.83)	190709.15 (100.00)
城附合計		412591.06 (11.35)	275328.16 (7.58)	53895.00 (1.48)	2071036.01 (57.00)	752256.18 (20.70)	68538.13 (1.89)	3633645.24 (100.00)

(註) 平部・嶺南『日向地誌』より作成。\*印、合計は計算上の数字。  
その他には、不定期・曝曬場・芝居・敷・池・土取場・堤敷・曝曬場・荒地・曬場・新聞畑などを含む。

簡組一九九六町七反二畝歩余(二九・三四%)、田代組八七三町六反歩余(二六・六二%)となり、山林・原野を合わせると、六簡組の六二一町六反九畝歩余(九一・二六%)を最高に、両名組・田代組はいずれも八割以上、岡富組・神門組は七割以上に上る。

以上のことから、城附臼杵郡では川沿いや海岸近くの埋立て地などの村では高い田畠率を示すものの、それ以外では山林と原野が全体の七割以上も占めるなど田畠耕地面積はかなり制限されていたことがわかる。

(b) 臼杵郡高千穂郷

高千穂郷について、木村氏はその辺境性から「時に訪れた近世・近代初期の外来者が一様に驚愕しているほど」であり、「一種特別の地域」だという。第5表を挙げよう。

まず田畠をみると、郷中で最大の田面積を有するのは鞍岡村であるが、それでも九〇町七反八畝歩余(六・〇七%)である。そのほかは田原村二二町四反六畝歩余(四・六四%)、押方村四一町六反五畝歩余(四・〇七%)、三ヶ所村六六町二反七畝歩余(三・四四%)などが多い方であり、山裏村では八町九反三畝歩余(〇・七七%)、五ヶ所村に至ってはわずか一町三反七畝歩余(〇・二八%)を占めるに過ぎない。しかし畠方では、三田井村が二八五町一反八畝歩余(四二・九〇%)、五ヶ所村一七〇町六反四畝歩(三四・五五%)、下野村二二町四反一畝歩余(三三・五七%)、田原村一五一町一反七畝歩余(三一・二六%)など、その割合は意外と大きいことがわかる。城附臼杵郡と比べても、田方ではその一〇分一であるのに対して、畠方はむしろ高千穂郷の方が割合的には大きいのである。次に山林と原野をみてみよう。村の全面積に占める山林面積では、

第5表 臼杵郡高千穂郷村々耕地利用割合

村名	田	畑	宅地	山林	原野	荒地・藪・植場	総計
村名	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
村名	%	%	%	%	%	%	%
七岩	4976.17 (1.44)	32222.08 (9.33)	2641.05 (0.76)	262047.10 (75.88)	37632.26 (10.90)	5829.29 (1.69)	345350.05 (100.00)
折戸	2535.24 (2.04)	34253.10 (27.88)	1927.15 (1.55)	28380.08 (22.86)	57077.28 (45.97)		124174.25 (100.00)
山下	893.21 (0.77)	14076.09 (12.26)	882.06 (0.77)	82572.16 (71.92)	15989.04 (13.93)	389.08 (0.34)	114803.04 (100.00)
野村	977.15 (2.72)	12041.21 (33.57)	820.12 (2.29)	7303.11 (20.36)	14551.03 (40.56)	179.29 (0.50)	35874.01 (100.00)
上野	3820.13 (1.75)	26029.24 (11.89)	1739.22 (1.59)	122186.06 (55.84)	59688.28 (27.28)	5553.21 (2.45)	218818.24 (100.00)
三田	1440.29 (2.17)	28518.11 (42.90)	231.09 (3.51)	14767.23 (22.21)	18870.09 (28.39)	542.28 (0.82)	66471.19 (100.00)
田原	2246.12 (3.04)	15117.12 (22.73)	1014.12 (2.10)	14410.09 (29.80)	15144.00 (31.31)	428.28 (0.89)	48361.13 (100.00)
河内	1787.22 (3.04)	13347.10 (22.73)	934.26 (1.59)	22268.20 (37.92)	19037.12 (32.41)	1353.27 (2.31)	58729.27 (100.00)
五所	137.05 (0.28)	17064.00 (34.55)	652.16 (1.32)	10050.02 (20.35)	20948.01 (42.41)	540.25 (1.10)	49392.19 (100.00)
内村	2031.14 (1.71)	18122.07 (15.28)	1234.16 (1.04)	30597.27 (25.81)	33136.21 (27.95)	33454.12 (28.21)	118577.07 (100.00)
三所	6627.17 (3.24)	25510.18 (13.25)	1713.06 (0.89)	106739.17 (55.43)	51093.19 (26.53)	895.16 (0.46)	192580.03 (100.00)
三所	9078.24 (6.07)	20269.18 (13.55)	1457.18 (0.97)	52313.18 (34.97)	63415.21 (42.40)	3043.06 (2.04)	149578.15 (100.00)
三所	4165.11 (4.07)	20196.03 (19.72)	1475.18 (1.44)	49077.10 (47.93)	25521.13 (24.92)	1965.10 (1.92)	102401.05 (100.00)
三所	1498.26 (2.23)	13732.04 (20.40)	712.20 (1.06)	36225.05 (53.83)	14003.11 (20.81)	1121.24 (1.67)	67294.00 (100.00)
三所	2848.17 (1.58)	13635.28 (7.56)	1247.26 (0.68)	148436.18 (82.29)	10733.09 (5.95)	3490.08 (1.93)	180392.16 (100.00)
三所	1766.06 (1.35)	5143.09 (3.93)	542.03 (0.42)	122852.15 (93.94)	329.12 (0.25)	142.19 (0.11)	130776.04 (100.00)
三所	2204.13 (0.86)	8501.05 (3.33)	1210.01 (0.47)	244275.13 (95.27)	186.28 (0.07)	16.11 (0.01)	256394.11 (100.00)
三所	1856.26 (0.33)	12285.21 (2.16)	1371.23 (0.24)	547431.00 (96.20)	5994.09 (1.05)	105.26 (0.02)	569045.15 (100.00)
合計	50894.12 (1.80)	330067.08 (11.67)	23909.14 (0.84)	1901935.18 (67.23)	463354.14 (16.38)	58854.27 (2.08)	2829016.03 (100.00)

(註) 平部・橋南「日向地誌」より作成。  
その他には、切換畑・藪・芝地・墓地などを含む。

七ツ山村五四七四町三反一畝歩(九六・二〇%)、家代村二四四二町七反五畝歩余(九五・二七%)、分城村二二二八町五反二畝歩余(九三・九四%)、岩井川村一四八四町三反六畝歩余(八二・二九%)などが八割を越えるが、いずれも五ヶ瀬川と美々川の間位置する村々であることがわかる。これに対して岩戸村・下野村・三田井村・田原村・五ヶ所村・桑野内村等の山林面積は二〇%代である。また原野では、岩戸村五七〇町七反七畝歩余(四五・九七%)、五ヶ所村二〇九町四反八畝歩余(四二・四一%)、鞍岡村六三三四町一反五畝歩余(四二・四〇%)などが専有面積が大きい。山林面積が大きいと原野面積が小さいなどある程度の相関関係が認められるが、そ

れにしても山林・原野の占める面積は平均すると八三%を越える。高千穂郷の山村の性格は顕著であるといえるが、城附臼杵郡との山林・原野の差はそれほど大きくないことに注意したい。

(c) 宮崎郡村々

飛地宮崎郡村々は、大淀川の北側に位置する大島組と瓜生野組、西岸側に位置する太田組、さらにその西方の跡江組に分けられる。第6表は宮崎郡村々の耕地利用割合について示したものである。まず田方では、大島組の花ヶ島町二二八町二反五畝歩余(七九・二二%)、南方村六七町九反七畝歩余(七五・四四%)、跡江組の柏

第6表 延岡藩領宮崎郡村々耕地利用割合

組	村名	田	畠	宅地	山林	原野	その他	総計
大島組	下北方村	畝 14670.24 (31.54)	% 20026.12 (43.05)	畝 3107.21 (6.68)	% 4505.09 (9.69)	畝 2127.21 (4.57)	% 2081.09 (4.47)	畝 46519.06 (100.00)
	上北方村	4966.12 (45.49)	866.21 (7.94)	276.12 (2.53)	716.15 (6.56)	780.02 (7.14)	3312.27 (30.34)	10918.29 (100.00)
	池内村	13485.10 (43.13)	5051.18 (16.16)	885.00 (2.83)	1728.15 (5.53)	4052.09 (12.96)	6063.12 (19.39)	31266.04 (100.00)
	花ヶ嶋町	12825.15 (79.21)	2369.10 (14.63)	650.03 (4.02)	212.03 (1.31)	53.06 (0.33)	81.12 (0.50)	16191.19 (100.00)
	南方村	6797.18 (75.44)	526.12 (5.84)	431.03 (4.78)	1037.24 (11.52)	68.21 (0.76)	149.06 (1.66)	9010.24 (100.00)
	大角村	6570.24 (33.51)	4447.03 (22.68)	1364.24 (6.96)	7123.09 (36.32)	104.00 (0.53)	104.00 (0.53)	19610.00 (100.00)
	大嶋村	5704.18 (40.62)	3915.18 (27.88)	1398.15 (9.96)	2706.18 (19.27)	189.21 (1.35)	128.15 (0.92)	14043.15 (100.00)
	上別府村	12025.06 (36.97)	14226.00 (43.74)	3472.16 (10.68)	2427.18 (7.46)	105.24 (0.33)	267.09 (0.82)	32524.13 (100.00)
	小計	77046.07 (42.78)	51429.04 (28.56)	11586.04 (6.43)	20457.21 (11.56)	7481.14 (4.16)	12084.00 (6.71)	180084.20 (100.00)
	大田組	大田村	12655.18 (59.85)	4733.28 (22.39)	1804.29 (8.54)	1761.22 (8.33)	77.20 (0.37)	110.01 (0.52)
塚田村		15521.24 (53.48)	6782.01 (23.37)	2979.04 (10.26)	1637.04 (5.64)	2010.05 (6.93)	92.11 (0.32)	29022.19 (100.00)
源藤村		2329.17 (66.48)	213.00 (6.08)	165.00 (4.71)	721.16 (20.59)	7.04 (0.20)	68.02 (1.94)	3504.09 (100.00)
小計	30506.29 (56.84)	11728.29 (21.85)	4949.03 (9.22)	4120.12 (7.68)	2094.29 (3.90)	270.14 (0.51)	53670.26 (100.00)	
跡江組	浮生村	10842.04 (69.66)	2018.08 (12.97)	699.01 (4.49)	1719.28 (11.05)	250.18 (1.61)	34.17 (0.22)	15564.16 (100.00)
	長吉村	5679.11 (60.57)	1536.08 (16.60)	393.26 (4.20)	1060.21 (11.31)	663.11 (7.07)	23.22 (0.25)	9377.09 (100.00)
	豊原村	3361.09 (67.12)	951.15 (19.00)	217.15 (4.34)	405.27 (8.11)	18.05 (0.36)	53.10 (1.07)	5007.21 (100.00)
	吉原村	10782.03 (47.87)	7782.11 (34.55)	1592.07 (7.07)	2003.20 (8.90)	356.02 (1.58)	6.24 (0.03)	22523.07 (100.00)
	船橋村	4654.02 (73.85)	595.09 (9.45)	452.29 (7.19)	571.10 (9.06)	10.23 (0.17)	17.15 (0.28)	6301.28 (100.00)
	跡江村	11435.27 (33.59)	16684.22 (49.15)	2270.07 (6.67)	2673.25 (7.83)	770.27 (2.26)	210.13 (0.62)	34046.01 (100.00)
	小松村	5124.00 (32.67)	7706.22 (6.32)	990.02 (6.32)	1406.16 (8.97)	356.09 (2.27)	97.02 (0.62)	15681.14 (100.00)
	細江村	9534.13 (39.01)	10001.29 (40.93)	793.07 (3.25)	1641.07 (6.72)	1700.00 (6.96)	765.22 (3.13)	24436.18 (100.00)
	小計	61413.09 (46.20)	47297.07 (35.58)	7409.24 (5.57)	1483.04 (8.64)	4126.05 (3.10)	1209.05 (0.91)	132939.12 (100.00)
	瓜生野組	瓜生野村	14843.18 (46.73)	8926.09 (28.10)	1770.23 (5.58)	3579.24 (11.27)	1630.13 (5.13)	1013.04 (3.19)
宮崎郡合計	183810.03 (46.13)	119391.19 (29.96)	25715.24 (6.45)	39641.01 (9.95)	15333.01 (3.85)	14576.23 (3.66)	398458.11 (100.00)	

(註) 平野藩領「田向地誌」より作成。  
その他には、不定田・不定畑・敷・曝曬場・産場・切換畑・土取場などを含む。

原村四六町五反四畝歩余(七三・八五%)、浮田村一〇八町四反二畝歩余(六九・六六%)、長峯村三三町六反一畝歩余(六七・二二%)、生目村五六町七反九畝歩余(六〇・五七%)、太田組の源藤村一三町二反九畝歩余(六六・四八%)などが割合の大きい村である。逆に小さな村は、大島組の下北方村一四六町七反歩余(三一・五四%)、村角村六五町七反歩余(三三・五一%)、上別府村二二〇町二反五畝歩余(三六・九七%)、跡江組の小松村五一町二反四畝歩(三一・六七%)、跡江村一一四町三反五畝歩余(三三・五九%)、細江村九五町三反四畝歩余(三九・〇一%)などであるが、城附村々

と比べればかなり大きな数値である。また畠方では、大島組の下北方村二〇町二反六畝歩余(四三・〇五%)、上別府村一四二町二反六畝歩余(四三・七四%)、跡江組の小松村七七町六畝歩余(四九・一五%)、跡江村一六六町八反四畝歩余(四九・〇一%)、細江村一〇〇町一畝歩余(四〇・九三%)などの割合が高い。田畠合わせると、宮崎郡全体では七五%を越え、反対に山林・原野は一六%強にすぎないことがわかる。ここから宮崎郡村々は、水田や畠が広がり比較的広い宅地を有する平野部村落であったといえる。

(二) 調達金賦課にみる領域の特質

延岡入封以降、藩は「全体御収納高御本払御不足之暮向」のため、「厳敷御取約」のもとで家中の知行・扶持削減を断行し、明和二年には知行高に関わりなく家族数に対して扶持を給するという「有扶持制」の導入に踏み切る。以後、藩は宝暦九年に支藩孝母藩の用人橋本三右衛門に要請して財政改革を行うなど、しばしば改革を行うものの成功には至らず、藩の財政政策の基本は相変わらず厳格な儉約か、家中の知行・扶持の削減か、はたまた江戸・大坂・延岡城下商人からの借銀に依存するかのいずれしか方策を講じていない。

こうした中で、藩政運営以外での臨時出費、例えば幕府からの手伝い普請役や警備が賦課されたり、江戸屋敷の類焼などの災害に際しては、領内町村々に高役銀や調達銀が賦課された。延岡藩の場合、宝暦二年から一五年の期限で発行した銀札のために、五年後の同六年に家中の引方を四割に加えて一割増としたにもかかわらず「歳入出相適ハス已ムヲ得サレハ」<sup>(46)</sup>領内に借上銀を賦課したのが始まりである。それ以後、明和九年に類焼した江戸藩邸再築費のための調達銀賦課、天明三年の幕府からの木曾川修理や寛政十一年三河国矢作川架橋のための高役金賦課、文政六年將軍の日光東照宮参詣の警備(延期)、天保二年の藩債消却のための調達銀賦課、天保十三年將軍の日光参拝警備のため高役金賦課、安政二年財政改革のための資金として調達銀賦課、文久元年の英国公使館の高輪東禅寺警固のため高役銀賦課、元治元年防長出兵の軍資金調達のため高役銀賦課などがある。このうち、明和八年と安政三年の調達銀賦課の状況についてみてみよう。

(a) 明和八年の場合

明和九年二月二十九日、目黒行人坂大円寺から出火し、数多くの大名屋敷が類焼した。延岡藩上屋敷も類焼したため、藩は領内に対して調達金を賦課した。<sup>(47)</sup>

① 江戸御上屋敷、本年二月廿九日御類焼ニ付、御領内へ調達金被仰付

一 銀六拾五貫目 御城附村々

一同六拾貫目 高千穂村々

一同六拾貫目 豊後三郡村々

一同三拾貫目 宮崎郡村々

一同七拾貫目 延岡町中

ノ式百八十五貫目

② 一右調達、郡奉行・町奉行ニ申付候処、各町村御請相濟候分、左之通

覚

一 銀百七貫目余 御城附

内

五拾七貫目 此度新調達銀

五拾貫目余 去々寅・去卯貸上銀之内、当暮御返

濟之分、直ニ御借据

一米三拾式俵余 去卯借上米、当暮御返濟之分、直ニ

御借据

一 銀百三貫目余 豊後

内



三拾八貫目余 此度新調之分

六拾五貫目余 去卯貸上銀、当暮御返済之分、直ニ

御借据

一同拾七貫五百目余 宮崎 此度新調之分

一同七拾五貫目余 高千穂

内

四拾貫目余 此度新調達銀

三拾五貫目余 去々寅・去卯貸上銀之内、当暮御返

済之分、直ニ御借据

一同五拾壹貫貳百目 当十二月八日貸上御請相済

外百貳拾目 追而相調候筈

右之外、貳拾六貫目、新夕ニ献納、四貫九百目、当暮返済可

相成分献納有之、米五百貳拾俵、右同断

まず史料①について、調達銀二八五貫目を領内に配分しているが、ここで注意したいのは、高千穂郷が城附村々とは別個に賦課の対象となっていること、また賦課額は豊後三郡村々と同額で宮崎郡の二倍の額となっていることである。次に史料②については、史料①で提示された賦課額に対して、実際に村々が「御請済候」分を示している。このうち高千穂郷村々は、銀七五貫目余のうち四〇貫目余が新規調達分であり、残りの三五貫目余は明和七・八年に賦課された貸上銀のうち当九年暮に藩から返済される分であったが、それが「直ニ御借上」となり、事実上の献納銀となっている。銀額も、城附・豊後に次ぐ額であり、宮崎郡のほぼ倍となっている。木村氏が指摘する生産力的には高い宮崎郡よりも、「外来者が一様に驚愕し

ているほど」<sup>(48)</sup>の辺境性をもつ高千穂郷により多額の調達銀を賦課する藩の目論見は何なのであろうか。少なくとも藩は、宮崎郡よりも高千穂郷からの調達銀賦課がより可能であったと考えていたことは確かである。

(b) 安政三年の場合

藩は取るべき方策もないまま藩債を増大させ、安政二年には藩債は八〇万両余に膨らみ藩財政は完全に行き詰まり、藩はついに財政改革を余儀なくされる。翌三年二月、藩は借財整理のための仕法を発表したが、その内容は①藩の総収入三万九〇〇〇両のうち三万両で一切を「御地暮」し、残り九〇〇〇両を借財返済に充てる、②領内より改革備金として四万両を調達する、というものであった。<sup>(49)</sup>

この時に領内に賦課された調達銀のうち、豊後三郡では大分郡四七〇八両余、国東郡三二一六両、速見郡一二三七両余の計九一六二両であり、うち六五四〇両余は金主五一〇人から、残り二六二一両余は村々小前中からの貸上銀受高であった<sup>(50)</sup>(第7表参照)。高千穂では、諸奉公人と家内一類一九七人が銀二〇八貫八九九匁を「何れも即日御受、献納願出」、

第7表 豊後国三郡

	主 金		村々小前中		合 計	
	金額	人数	金額	人数	金額	金主数
豊後国	両	人	両	人	両	人
	3,514.00	236	1,194.10	—	4,708.10	236
	2,188.20	112	1,027.20	—	3,216.00	112
分郡						
大東郡	837.30	167	400.00	—	1,237.30	167
速見郡						
合 計	6,540.10	515	2,621.30	—	9,162.00	515

(註) 安政三年辰二月「御改革覚書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)より作成。

第 8 表 臼杵郡高千穂郷

	奉公人	百姓	安政 3	安政 4	安政 5	合 計
諸奉公人并家内一類 弘化元年々々 外	人 197	人 2,881	匁 76,608 142,958	匁 71,258 121,898	匁 61,033 121,618	匁 208,899 386,474 300
合 計	197	2,881	219,566 3,136.22	193,156 2,759.11	182,651 2,609.10	595,373 8,505.11 2,860

(註) 安政三年辰二月「御改革覚書」(内藤家文書「宮崎県史 史料編近世 2」所収)より作成。

また百姓二八八一人から三八六貫四七四匁が同様に「即日御受」された。このうち一〇貫八八〇目が増献納願分、一九貫二五〇目(金二七五匁)が金納願分であり、これらは当辰(安政三)年に一四二貫九五八匁、巳(同四)年一二二貫八八八匁、午(同五)年一二二貫六一八匁が上納され、ほかに弘化元年の貸上銀で献納を願った銀三〇〇目を加えた合計五九五貫三七三匁(金八五〇五両余)に上っている(第8表参照)。

一方城附臼杵郡では、第9表に示したように、岡富組以下八組に九九〇貫一三一匁が賦課されている。このうち一時納分や延納分を差引いた残額「貸上銀并献納願出候分」は九八一貫三七三匁(金にして一万四〇一九両余)が正納高となっており、実に九九・一二%に上っている。

これに対して宮崎郡では、「御沙汰高」七五〇〇両に対して、「此度郡中株立候者々献納相成候分」三九〇六両余、「七ヶ年献納取立不足之分、当

辰々午三ヶ年ニ取立可申分」二〇五七両余、「七ヶ年献金取立不足、右同断」三〇〇両の計六二六三両余であり、差引き一二三七両余の不足であった。なおこの分は、一年分二五〇〇両のうち当春に八六二両を上納したので、残り一六三八両を追々取立て、来巳年から不足分を、未年からは取立米代で仕理めるとしている。さらに米六四〇〇俵の代金二七四二両余を、来る未年から戌年まで四年間取立て、不足分への仕理めに充てる計画であった。二口の合計九〇〇五両は差引き一五〇五両の超過となるが、これは年割不足分の借入れの利払いやその他の諸入用を差引き、終年に決算した上で過金を納めるとしている。

これらの銀額は、あくまで「貸上銀并献納願出候分」であり、実際にはどれほどが上納されたかは不明である。しかし、これ以後も文久元年には英国公使館となった高輪東禅寺警固を命じられ、領内に高一〇〇石につき金四両、町方は間口一間につき二匁五分宛の高役金が賦課され、臨時入用金三万六〇〇〇両の調達のために、五年間毛付高一〇石につき米一俵の借上を命じている。さらに元治元年には、防長出兵の軍用金調達のために村々へ高一〇〇石につき七〇両、総額五万一二〇〇両の高役金が賦課される。慶應二年には領内村々に賦課した軍用金調達は五年間で一二万両に上るなど、実際の上納額は不明ではあるが、藩は領内からの高役金や調達銀に大きく依存していたことがわかる。

以上のことから、藩は領内への高役金・調達銀の賦課の対象として、高千穂郷を特別に重視していたことが窺える。かつて木村氏が指摘した延岡藩領の特質、すなわち平野部Ⅱ高生産力、山間部Ⅱ低

第9表 城附村々献納額

	賦課額①	一時納	延納②	残額①-②	備考
岡富組	匆	匆	匆	匆	
岡富村	72,448		200	72,042	
岡富村	74,000			74,000	
方祝子	18,340		434	17,906	
栗野名	26,672		652	26,020	
稻葉崎	3,252			3,252	
大川武町	49,090		480	48,610	
長川嶋	33,160		200	32,960	
川内名	37,750			37,750	
川内名	28,104		240	27,864	
小計	275,856		2,206	273,650	
六箇組					
古江村	22,746			22,746	
三川内村	14,586			14,586	
市振村	10,634			10,634	
宮野浦村	11,908			11,908	
嶋野浦村	7,530			7,530	
熊野江村	7,392			7,392	
須怒江村	1,776			1,776	
浦尻村		2,600	240	2,360	当辰一時献納
小計	79,172	2,600	240	78,932	内160目2カ年献納
両名組					
南方村	45,454		842	44,612	
北方村	72,294		1,710	70,584	
小計	117,748		2,552	115,196	内1,330目2カ年献納
恒富組					
恒富村	69,590	300	1,620	67,670	
恒北村	28,880		130	28,750	
大貫村	19,330			19,330	
三三須	6,000			6,000	
三三輪	14,380		40	14,340	
伊福形	11,640			11,640	
土々呂	7,810			7,810	
鯛名赤水	6,860			6,860	
庵川	10,808		30	10,778	
加草	8,542			8,542	
小計	183,840	300	1,820	181,720	
門川組					
門川村	69,171		250	68,921	
川内村	20,876		50	20,826	
黒木村	12,770		200	12,570	
入下村	12,500		30	12,470	
宇納間	22,590		300	22,290	
小計	137,907		830	137,077	
田代組					
田代村	61,216		1,000	60,216	
山三ヶ	21,644				
八重原	13,184				
水清水	14,440		80	14,360	
小計	110,484	2,000	1,080	107,404	
山陰組					
山陰村	54,460			54,460	
神門組					
神門村	14,670			14,670	
鬼神野	8,674		30	8,644	
渡川	7,080			7,080	
小計	30,424		30	33,394	
城附惣寄	990,131	4,900	8,798	981,373	当辰～巳迄二ヶ年納献納

(註) 安政三年辰二月「御改革覚書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)より作成。

生産力という構図は、まさに米生産力の視点からの評価である。石高や田畠耕地面積の多少が反映されるのは米生産量をはじめとする穀物生産であり、耕地の乏しい山間部であるからこそ、逆に領主が把握できない換金商品作物がかなりの部分あったと考えられるのである。

## おわりに

諸国を歴遊した経世思想家の佐藤信淵は、その著『経済要録』で延岡藩について次のように言う。

氣候温暖にして土性も亦悪しからず。若し開物の業に従事し、心を尽し国事を経営するならば、物産の起ること夥しかるべし。予天下を遊歴して、遍く諸侯の封邑を觀しに、此國の如く遺策の多きは最稀れなり。政道も寛なるに過ぐるときは放埒に近しと知るべし<sup>57)</sup>

これに対して木村氏は、「彼が領國の自然的諸条件の良好なことを述べた部分には頭をかしげざるをえない」とし、「彼は城下延岡周辺のごく小さな平野部だけを見たのではないか。広く深い山間部をつぶさに見たならば、このような言葉は吐けないはずである<sup>58)</sup>」と批判する。氏はその根拠を「臼杵郡の大部分を占める広大な山間部、ことに高千穂地方の生産力の劣悪さ」に求め、延岡藩領の地域的特質とその大きな問題を次のように指摘する。すなわち「広大な低生産地域を、城附並びにそれに続く高千穂所領として藩領の中心部に持たざるをえず、比較的生産力の高い地域を南(宮崎)・北(豊後)に分散した飛地として持たざるをえなかった、というところにあっ

た<sup>59)</sup>」というのである。

木村氏が延岡藩領を評価する前提として、特に水田耕作史観に基づく山間部⇨低生産力⇨藩財政窮乏という構図があるように思われる。たしかに村々の耕地利用割合で確認したように、村によって格差は大きいものの、高千穂郷は全くの山間地域であり、城附も一部を除いてそれに近い状況であった。しかし、藩が領内に賦課した高役金や調達金が、山間部高千穂でかなりの額に上り、また繰り返しそれに応じる現状をどう評価すべきであろうか。高千穂では藩への献金が盛んであり、その結果献納によって取立てられた郷士の数は、内藤氏入封時に四八人であったものが文久期には二四五人(うち小侍格三四人)に激増する<sup>60)</sup>。確かに山村は米穀生産には適さないが、領主が十分に把握できない山産物を主とする独自の販売流通ルートをもつのであり、領主はそれを身分と引換えに調達銀や借上銀として収奪するのである<sup>61)</sup>。山村の経済力を無視するわけにはいかないだろう。

木村氏は、延岡藩の藩経済の自立性について、「延岡藩は最後まで、広大で分散した所領を経済的に統一するための施策を講じえず、したがって、山間部低生産地域の藩たることから脱却しえず、ために藩財政を商人資本にゆだねることによって生き延びることを余儀なくされたのである<sup>62)</sup>」とする。ここから逆に、次のような疑問と課題を設定しうる。はたして藩には分散所領を経済的に統一する必要があったのか、なぜ藩は藩財政を商人資本に委ねることで生き延びることができたのか、なぜ藩は財政難回復のために積極的施策を講じなくても藩体制を維持できたのか。今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「近世中期に於ける譜代藩の転封について―延享四年・内藤氏の場合―」(『九州史学』第八十六号 一九八七年)
- (2) 木村礎「延岡藩領とその支配」(明治大学内藤家文書研究会編『譜代藩の研究』八木書店 一九七二年) 一九七―一九九頁
- (3) 延享四年自三月至八月「御得替拔書」(明治大学博物館所蔵内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)
- (4) 前掲(2)木村論文四三四頁
- (5) 木村礎「延岡藩」(『新編物語藩史』第十二卷 新人物往来社 一九七七年) 二八五頁
- (6) 前掲(5)木村論文二七五頁
- (7) 「祐兵主本領御安堵事」(『宮崎県史 叢書 日向記』巻第十) 三一〇頁
- (8) 天正十六年八月四日「日向国知行方目録写」(大東急記念文庫所蔵高橋家伝来武家書状集『宮崎県史 史料編近世1』所収)
- (9) 午年九月二日「縣改易覚書」(右同)
- (10)(11) 「国乗遺聞」巻之四封国第九(国立国会図書館所蔵『宮崎県史 史料編近世1』所収)
- (12) 「常憲院殿御實紀巻廿五」元禄五年二月廿三日条(新訂増補国史大系『徳川実記』第六編 一九九一年 吉川弘文館) 一三四頁
- (13) 「幕府領」(『宮崎県史 通史編近世下』) 六〇八頁
- (14)(16) 新訂『寛政重修諸家譜』第六(統群書類従完成会 一九八四年) 二七九頁
- (15) 享保二年吉月十八日「領知目録写」(笠間稲荷神社所蔵牧野家文書『宮崎県史 史料編近世1』所収)
- (17) 延享四年自三月至八月「御得替拔書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)
- (18) 延享四年八月「日向国臼杵郡宮崎郡豊後国大分郡国東郡速見郡之内郷村高帳」(右同)
- (19) 門前博之「磐城平内藤藩領における検地と村落構成」(明治大学内当家文書研究会編『譜代藩の研究』八木書店 一九七二年) 一九二頁
- (20) 「右同」一九四頁
- (21) 「山三ヶ村」(平部嶠南『日向地誌』青潮社 一九七六年) 一〇四五―五六頁
- (22) 「粟野名村」(右同) 八四八頁
- (23) 内藤家文書(『宮崎県史 史料編近世2』所収)
- (24) 「幕末期における延岡藩財政の特質」(『駿台史学』第二十三号 一九六八年)
- (25) 前掲(2)木村論文四〇一頁
- (26) 延享四年十月「宮崎郡上別府村明細帳」(宮崎県総合博物館蔵中村文書『宮崎県史 史料編近世3』所収) 二〇〇頁
- (27) 豊田寛三「延岡藩領」(『大分県史 近世編Ⅲ』大分県 一九八八年) 九五頁
- (28) 延享四卯年ヨリ寛延四未年迄「被仰出扣」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収) 二〇四頁
- (29) 「右同」二二二頁
- (30)(31) 「延岡改革」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収) 四八〇頁

- (32) 「右同」四八一頁
- (33) 「右同」四八四頁
- (34) 「右同」四八八頁
- (35) 延享四卯年ヨリ寛延四未年迄「被仰出扣」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)二〇一頁
- (36) 寛延三年二月十二日「被仰出候御書付」(「右同」二二一頁)
- (37) 明和二年四月(「右同」二八二頁)
- (38) 前掲(2)木村論文四〇五〜六頁
- (39) 「右同」四〇七頁
- (40) 「右同」四〇八頁
- (41) 「右同」四一一頁
- (42) 「右同」四一四頁
- (43) 「右同」四一〇頁
- (44) 木村礎「延岡藩」(『新編物語藩史』第十二卷 新人物往来社一九七七年)二八九頁
- (45) 前掲(2)木村論文四〇八頁
- (46) 「延岡改革」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)五六七頁
- (47) 「右同」五一一頁
- (48) 前掲(2)木村論文四〇八頁
- (49) 安政三年辰二月「御改革覚書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)六三四頁
- (50) 拙稿「幕末譜代藩の財政政策―日向延岡藩安政改革の藩債整理を中心に―」(『九州史学』第九十二号 一九八八年)
- (51) 安政三年辰二月「御改革覚書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)六四九〜五〇頁
- (52) 「右同」六四五頁
- (53) 「延岡改革」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)五五九頁
- (54) 文久元年八月「御改革万覚書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)七四二頁
- (55) 元治元年九月「防長為御征伐将軍様御進発ニ付殿様御旗本御後備被為蒙仰高役金被仰出并諸事留書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収)一一七七頁
- (56) 「延岡改革」五六二頁
- (57) 瀧本誠一編纂『日本経済大典』第十八巻
- (58) 前掲(2)木村論文四三三頁
- (59) 前掲(2)木村論文四三四頁
- (60) 文久四年三月「小侍郷足軽筆順名面附帳」(岩戸文書『宮崎県史 史料編近世3』所収)。なお高千穂郷の郷士については、拙稿「近世期山間地域における中間層の様相―日向国臼杵郡高千穂の庄屋と郷士―」(『九州史学』第一三七・一三八合併号二〇〇三年のち『近世山村社会構造の研究』(校倉書房二〇〇五年)所収)参照
- (61) 拙稿「近世山村における年貢と銀流通」(『宮崎県史研究』第3号 一九八九年のち『近世山村社会構造の研究』所収)参照
- (62) 前掲(2)木村論文四三五頁
- 〔付記〕本稿は二〇〇五年十二月十日明治大学博物館公開講座「江戸時代の大名―展示絵解で楽しむ譜代大名内藤家の歴史―」での講演をまとめたものである。